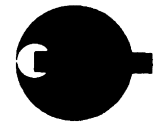


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



奈良県公報



平城遷都
1300年
記念事業

目次

ページ

○生活保護法に基づく介護機関の指定(保険福祉課)	一	○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)	五
○救急病院の認定(医務課)	二	○大規模小売店舗の変更の届出に関する公告(金融・商業振興課)	五
○土地改良区の役員の就任届(耕地課)	二	○基本測量の終了の通知(用地対策課)	五
○土地改良事業の工事完了届(耕地課)	二	○開発行為に関する工事の完了(建築課)	六
○保安林の指定をする予定である旨の通知(森林保全課)	三	○奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則(教育委員会規則)	六
○障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設(障害福祉課)	三	○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定相談支援事業者の指定(障害福祉課)	七
○博物館相当施設の指定(選挙管理委員会告示)	七	○不在者投票を取り扱う施設の指定	七

告示

奈良県告示第三十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関の指定をした。

平成十九年四月十三日

奈良県知事 柿本善也

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	種類	指定年月日
指定訪問看護事業者等又は居宅介護サービス若しくは居宅介護支援事業者	有限会社ウイズハート 榎原市飛驒町二二五	訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所若しくは居宅介護支援事業所	有限会社ウイズハート 榎原市飛驒町二二五	居宅サービスの種類	平成十九年三月一日
	日本ケアネツト株式会社 大和高田市昭和町二一三三		日本ケアネツト株式会社 大和高田市昭和町二一三三	居宅介護支援事業	平成十九年三月一日
	日本ケアネツト株式会社 大和高田市昭和町二一三三		日本ケアネツト株式会社 大和高田市昭和町二一三三	福祉用具貸与・特定福祉用具販売・介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	平成十九年三月一日
	合同会社姫だるま 磯城郡田原町三三三		合同会社姫だるま 磯城郡田原町三三三	通所介護・介護	平成十九年三月一日

名称	所在地	名称	所在地	種類	指定年月日
株式会社吉野郡東吉野ニット	吉野郡東吉野町中黒二	株式会社吉野郡東吉野ニット	吉野郡東吉野町中黒二	特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成十九年二月一日
合資会社中野ニット	吉野郡東吉野町木津川二八八	ケアプランセンター中野ニット	吉野郡東吉野町木津川二八八	居宅介護支援事業	平成十九年三月一日
社会福祉法人泰久会	五條市滝町六一一	縦の木ケアサービス	五條市滝町	訪問介護・介護	平成十九年一月一日
有限会社白菊の里	五條市今井町一〇一	グループホーム白寿荘	五條市今井町一〇一	訪問介護・介護	平成十九年三月一日
医療法人社団田北会	大和郡山田町二一三	医療法人田北会	大和郡山田町二一三	訪問リハビリテーション・介護	平成十九年一月一日
ケアステーションはるかぜ株式会社	生駒郡斑鳩町興留九一	ケアステーションはるかぜ	生駒郡斑鳩町興留九一	訪問介護・介護	平成十九年三月一日
いむらケア	香芝市旭ヶ	いむらケア	香芝市旭ヶ	居宅介護支援	平成十九年

タクシー	丘一・二六 一	タクシー	丘一・二六 一	業	四月一日
株式会社介 護やオンリ ワン	香芝市旭ヶ 丘四一六 一六	介護やオン リーワン	香芝市畑三 一九六三	居宅介護支 援事業	平成十九年 四月一日
株式会社綿 永	生駒郡平群 町若井三 〇一六三	訪問介護事 業所ゆうき ケアセンタ 一	生駒郡平群 町若井三 〇一六三	訪問介護・介 護予防訪問介 護	平成十九年 四月一日
株式会社ケ イ	北葛城郡河 合町穴開一 七 向陽団 地二一三〇 二	在宅介護セ ンターケイ	北葛城郡河 合町穴開一 七 向陽団 地二一三〇 二	訪問介護・居宅 介護支援助事 業・介 護予防訪問介 護	平成十九年 四月一日
株式会社A iwoo1	橿原市大久 保町四八三	いろは支援 ステーショ ン	橿原市久米 町五五六一 八	訪問介護・介 護予防訪問介 護	平成十九年 四月一日
財団法人生 駒メデイカ ルセンター	生駒市東新 町一三	財団法人生 駒メデイカ ルセンター	生駒市東新 町一三	居宅介護支 援事業	平成十九年 四月一日
アコス有 限会社	五條市西吉 野町滝三八	アコスケ アブランセ	五條市西吉 野町滝三八	居宅介護支 援事業	平成十九年 四月一日

有限会社大 奈企画	奈良市六条 三一 四〇	七色ケアセ ンター	磯城郡田原 本町三七九 一三 クリ オコートI 一〇五	居宅介護支 援事業	平成十九年 四月一日
医療法人宮 城会	天理市丹波 市町三〇二	介護支援セ ンターみや ぎII	天理市守目 堂町一四三	居宅介護支 援事業	平成十九年 四月一日
社会福祉法 人大和桜井 園	桜井市阿部 一〇七三	社会福祉法 人大和桜井 園	桜井市阿部 一〇七三	介護予防通所介 護・介護予防短 期入所生活介護	平成十八年 四月一日
有限会社訪 問介護サ ビス光陽	大和高田市 今里三六〇 一四	訪問介護サ ビス光陽 一四	大和高田市 今里三六〇 一四	介護予防訪問介 護	平成十八年 十二月一日
合資会社護 救支援サ ビス	五條市中町 四八二一三	合資会社護 救支援サ ビス	五條市中町 四八二一三	介護予防訪問介 護	平成十八年 四月一日
下北山村社 会福祉協議 会	吉野郡下北 山村浦向三 七一	下北山村離 島等相当生 活介護事業 所	吉野郡下北 山村浦向三 七一	短期入所生活介 護・介護予防短 期入所生活介護	平成十八年 四月一日

奈良県告示第三十二号

救急病院等を定める省令（昭和二十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定による認定をした救急病院は、次のとおりである。

奈良県知事 柿本善也

名称	所在地	認定が効力を有する期限
中井記念病院	大和高田市根成柿二五一	平成二十二年四月三十日
医療法人友誼会奈良友誼会病院	北葛城郡上牧町服部台五丁目二番一号	平成二十二年四月三十日

奈良県告示第三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、香久山土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成十九年四月十三日

奈良県知事 柿本善也

- 一 退任役員の役員、氏名及び住所
監事 山本 武司 橿原市膳夫町二九〇
- 二 就任役員の役員、氏名及び住所
監事 貫田 成也 橿原市膳夫町三五二

奈良県告示第三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十二条の二第一項の規定により、次のとおり大和平野土地改良区管土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成十九年四月十三日

奈良県知事 柿本善也

届出者	事業名	事業同意年月日	地区名	事業年度	完了年月日
大和平野土地改良区 理事長 西川美保	水と農地 活用促進 事業(用 排水路)	平成十八年十月 十一日	雲梯地 区	平成十八 年度	平成十九年 三月二十三 日

奈良県告示第三十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十九年四月十三日

奈良県知事 柿本善也

- 一 保安林予定森林の所在場所 吉野郡吉野町大字南大野七〇九の一・七二一
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
吉野郡吉野町大字南大野七〇九の一・七二一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
 - (二) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (三) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を奈良県農林部森林保全課及び吉野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、指定障害者支援施設を次のとおり指定しました。

平成十九年四月十三日

奈良県知事 柿本善也

設置者の名 称	設置者の主たる 事務所の所在地	施設の名 称	施設の所在地	昼間実施サ ービスの種 類	指定年月 日
社会福祉法 人青垣園	大和高田市藤森 八六二	社会福祉法 人青垣園指 定障害者支 援施設青垣 園	大和高田市藤 森九四一	生活介護 自立訓練(年四月一 生活訓練 就労継続支 援(B型)	平成十九 年四月一 日

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項又は第三十二条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者又は指定相談支援事業者を次のとおり指定しました。

平成十九年四月十三日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業者の名 称	事業者の所在地	障害福祉サ ービスの種 類又は相談 支援事業者	指定年月 日

社会福祉法 人わたぼう しの会	奈良市六条西三 一・二五 一四	たんぼの 家	奈良市六条西 三・二五 一四	生活介護 就労継続支 援(B型)	平成十九 年四月一 日
特定非営利 活動法人マ ーブル	奈良市西大寺赤 田町二四一四	まーぶる	奈良市中山町 一五四二一	生活介護	平成十九 年四月一 日
特定非営利 活動法人か しの会	奈良市六条二 一三二一六	作遊所かか しの家	奈良市六条二 一三二一六	生活介護	平成十九 年四月一 日
医療法人平 和会	奈良市西大寺 田町一七七一	ハイツ・リ ベルテ	奈良市西大寺 赤田町一七 七一	生活訓練 自立訓練(年四月一 生活訓練)	平成十九 年四月一 日
社会福祉法 人いこま福 祉会	生駒市宍分町三 五六二	かぎぐるま	生駒市宍分町 三五六一二	生活介護 就労継続支 援(B型)	平成十九 年四月一 日
特定非営利 活動法人地 域活動支援 センターぶ ろほの	生駒市東松ヶ丘 七一五	テクノパー クぶろほの	生駒市西桑畑 町一五二一	就労移行支 援(一般型)	平成十九 年四月一 日
社会福祉法 人桜井市社 会福祉協議	桜井市桜井五三 五一	障害福祉サ ービスセン ターあゆみ	桜井市桜井五 三五一一	生活介護	平成十九 年四月一 日

かしの会	奈良市三条大路 一〇九一〇	社会福祉法 奈良市左京五	相談支援	平成十九 年四月一	日
社会福祉法 奈良市社 会福祉協議 会	人奈良市社 会福祉協議 会総合福祉 センター事 業所	社会福祉法 奈良市社 会福祉協議 会	生活相談セ ンターのど ろ	平成十九 年四月一	日
特定非営利 活動法人吉 野コスモス 会	吉野郡大淀町下 湖八六一一	生活相談セ ンターのど ろ	吉野郡大淀町 相談支援	平成十九 年四月一	日

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）として次のとおり指定しました。

平成十九年四月十三日

奈良県知事 柿本善也

薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
アール薬局	生駒市西松ヶ丘一四三二〇三	平成十九年 四月一日

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）以下「法」といいます。（第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあつては団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成十九年四月十三日から同年八月十三日までに奈良県商工労働部金融・商業振興課に到着するように提出してください。

平成十九年四月十三日

奈良県知事 柿本善也

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 奈良ヒブレ
所在地 奈良市小西町二五番地
- 二 変更しようとする事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
（変更前） 名称 株式会社マイカル
代表者 菅財人 岡田 元也
名称 株式会社損害保険ジャパン
代表者 代表取締役社長 平野 浩志
名称 日本生命保険相互会社
代表者 代表取締役社長 宇野 郁夫
（変更後） 名称 株式会社マイカル
代表者 代表取締役 川本 敏雄
名称 株式会社損害保険ジャパン
代表者 取締役社長 佐藤 正敏
名称 日本生命保険相互会社
代表者 代表取締役 岡本 園衛

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名
（変更前）

株式会社マイカル	管財人 岡田 元也
株式会社キリン堂	代表取締役 寺西 忠幸

（変更後）

名称	代表者
有限会社ヤスタ	取締役 安田 祐司
株式会社タケヤ	代表取締役 岸澤 昭
株式会社三城	代表取締役 加納 誠治
株式会社共栄商會	代表取締役 廣原 周樹

名称	代表者
株式会社マイカル	代表取締役 川本 敏雄
株式会社キリン堂	代表取締役 寺西 忠幸
株式会社ヤスタ	取締役 安田 祐司
株式会社タケヤ	代表取締役 岸澤 昭
株式会社三城	代表取締役 加納 誠治

三 届出年月日
平成十九年三月三十日

四 縦覧場所
奈良県商工労働部金融・商業振興課

五 縦覧期間
平成十九年四月十三日から同年八月十三日まで

六 縦覧時間
午前九時から午後五時まで

測量法（昭和二十四年法律第百八十九号）第十四条第二項の規定により、国土交通省

国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した事について通知がありました。

平成十九年四月十三日

奈良県知事 柿本善也

- 一 測量の目的 基本測量(ジオイド測量)
- 二 測量の地域 吉野郡吉野町及び川上村
- 三 測量の終了年月日 平成十九年三月十六日

都市計画法(昭和四十三年法律第百号 第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十九年四月十三日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十八年九月二十七日第七八一九四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年四月五日第六六六号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年四月五日第四一八号

三 開発区域に含まれる地域

大和高田市大字西坊城二九五番地ノ一、二九五番地ノ一、三〇一番地ノ二及び三〇一番地ノ四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和郡山市城南町五番三七号

プレス株式会社 代表取締役 吉本剛二

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和高田市大字西坊城二九五番地ノ一、二九九番地ノ一、三〇一番地ノ二及び三〇一番地ノ四の各一部

公園 大和高田市大字西坊城二九五番地ノ一の一部

下水道 大和高田市大字西坊城二九五番地ノ一の一部

緑地 大和高田市大字西坊城二九五番地ノ一の一部

水路 大和高田市大字西坊城二九五番地ノ一の一部

一 許可番号

平成一八年十二月二十一日第七八一二七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年四月五日第六六六号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年四月五日第四一八号

三 開発区域に含まれる地域

葛城市北花内四八八番地ノ一、四八八番地ノ四、四八九番地ノ一、四九〇番地ノ一、四九一番地ノ一、四九二番地ノ一及び四九三番地ノ一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市栄和町五二番地ノ二

増春建設株式会社 代表取締役 増春太

五 公共施設の種類の種類、位置及び区域

道路 葛城市北花内四八八番地ノ一、四八八番地ノ四、四八九番地ノ一、四九〇番地ノ一、四九一番地ノ一、四九二番地ノ一及び四九三番地ノ一の各一部

公園 葛城市北花内四八八番地ノ一及び四八九番地ノ一の各一部

下水道 葛城市北花内四八八番地ノ一、四八八番地ノ四、四八九番地ノ一、四九〇番地ノ一、四九一番地ノ一、四九二番地ノ一及び四九三番地ノ一の各一部

教育委員会規則

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月十三日

奈良県教育委員会委員長 上堅道 善

奈良県教育委員会規則第一号

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年三月)

奈良県教育委員会規則第二十号の一部を次のように改正する。

別表第二の改正規定中

同 奈良東養護学校
校成美学寮分
校
小学部
中学部

奈良県立 奈良東養護学校成美 学寮分校
小学部
中学部
知的障害

同 奈良東養護学校成美学寮分校
小学部
中学部
小学部
中学部
高等部
産業

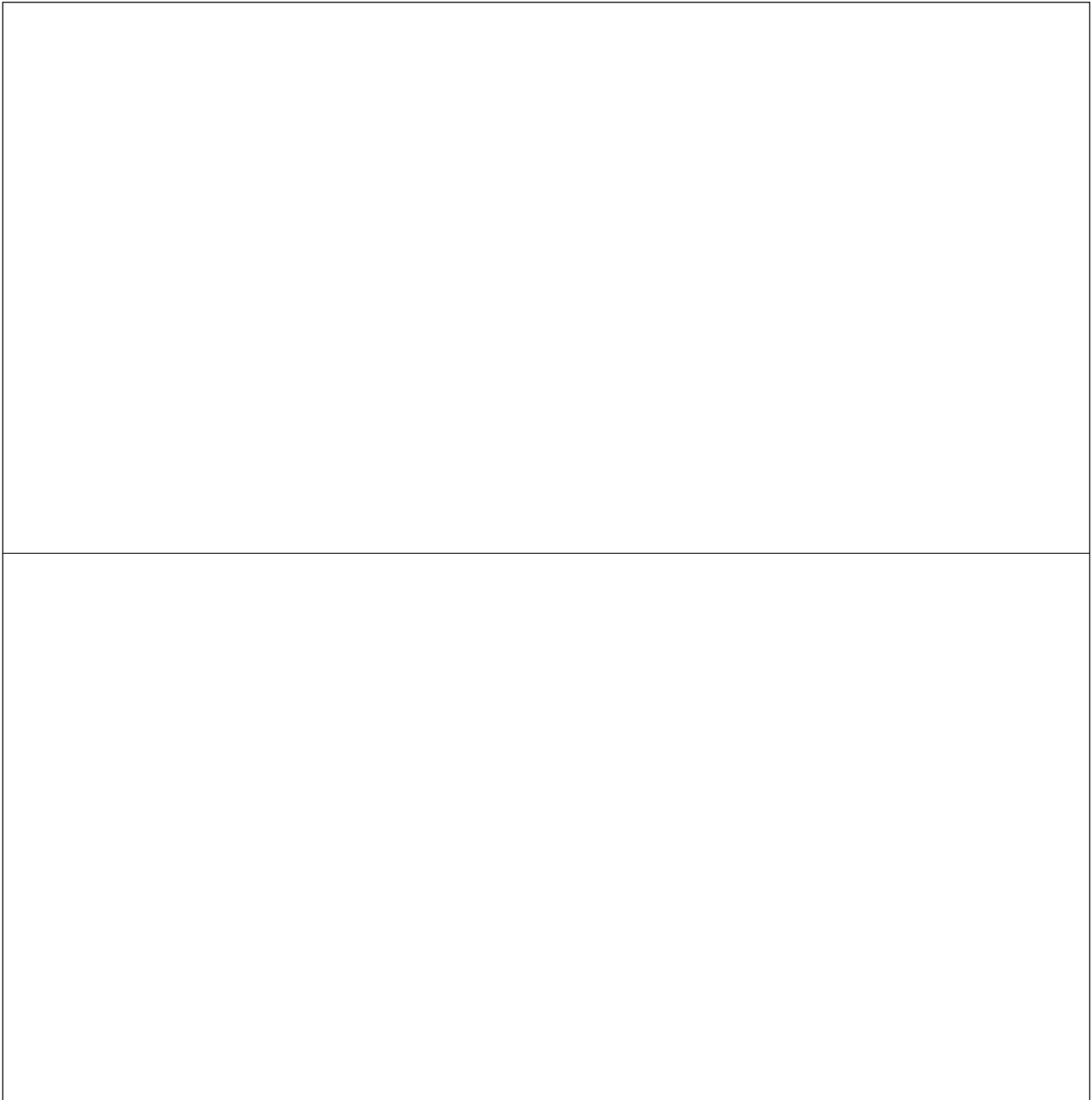
奈良県立 奈良東養護学校成美 学寮分校
小学部
中学部
小学部
中学部
知的障害

同 奈良西養護学 校	同 奈良東養護学 校成美学寮分 校	奈良県立 奈良東養護学 校成美学寮分 校	附則中 同 奈良東養護学 校成美学寮分 校	に改める。	高等部 産業
小学部	中学部	小学部 中学部	小学部 中学部		
を		知的障害	を		
奈良県立	学寮分校	奈良県立			

第九号	記号、番号	設置者の名称及び住所	名称	所在地	校
学校法人奈良大学		奈良大学博物館	奈良大学博物館	奈良市山陵町一五〇〇	高等部 産業 中学部 産業
奈良県教育委員会 上 堅 道 善					奈良西養
<p>附則 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。</p> <p>教育委員会告示</p> <p>奈良県教育委員会告示第一号 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二十九条の規定により、平成十九年四月二日次のとおり博物館相当施設に指定した。 平成十九年四月十三日</p>					
					に改める。

<p>選挙管理委員会告示</p> <p>奈良県選挙管理委員会告示第三号 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第一項及び第四項第二号の規定による不在者投票を取り扱う施設として次のとおり指定した。 平成十九年四月十三日</p> <p>奈良県選挙管理委員会 委員長 白井皓喜</p>		奈良市山陵町一五〇〇
名称	所在地	
介護老人保健施設 光陽	大和高田市根成柿三二一一	

【定価】 一か月 三千五百円 一部売り 一枚につき四十六円(共に、送料別)



発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二―二三―二〇二代

印刷

株式会社春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二―三五―七三三代

本誌は再生紙を使用しています。